

我が国のL P ガス備蓄の現状

平成16年2月
石油流通課

1. 我が国の現行L P ガス備蓄は、「石油の備蓄の確保等に関する法律」に基づく民間備蓄となっている。
2. L P ガス民間備蓄は、昭和56年度に石油備蓄法を改正して、L P ガス輸入業者に対して、年間輸入量の50日分に相当する量（基準備蓄量）の備蓄を義務づけることにより実施している。
3. また、民間備蓄に加えて、2010年度（平成22年度）に150万トンを目標とする国家備蓄事業を推進しており、現在、立地決定した5地点で基地建設を進めているところである。

L P ガス備蓄の推移（民間備蓄）		（単位：千トン）
	基準備蓄量	民間備蓄保有量（日数）
14年12月	1,783	2,390（66.9）
15年1月	1,798	2,279（63.3）
2月	1,793	2,153（60.1）
3月	1,811	2,245（62.0）
4月	1,844	2,227（60.4）
5月	1,859	2,267（61.0）
6月	1,854	2,314（62.4）
7月	1,861	2,446（65.7）
8月	1,887	2,876（76.2）
9月	1,910	2,928（76.7）
10月	1,927	2,765（71.7）
11月	1,969	2,847（72.3）
12月	1,949	2,531（64.9）